



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 東 和 銀 行
代表者名 取締役頭取 吉永 國光
コード番号 8558. 東証第 1 部
問合せ先 総合企画部長 竹之内 一朗
T E L 027-234-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

第一種優先株式を消却したことに伴い、同優先株式に関する条文を削除する等、定款の一部を変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（木）

以 上

(下線____は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 1, 218, 000, 000 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 1, 218, 000, 000 株 第一種優先株式 5, 000, 000 株 第二種優先株式 200, 000, 000 株</p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 第一種優先株式 (第一種優先配当金) 第11条の2 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当を行なうときは、<u>第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）</u>に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、<u>第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）</u>と同順位にて、<u>第一種優先株式1株につき年200円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「第一種優先配当金」という。）を行なう。ただし、当該事業年度において第11条の3に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。</u> ② ある事業年度において、<u>第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者</u>に対して行なう金銭による剰余金の配当の総額が<u>第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u> ③ <u>第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者</u>に対しては、<u>第一種優先配当金を超えて配当は行なわない。</u></p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 1, 218, 000, 000 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 1, 218, 000, 000 株 (削除) 第二種優先株式 200, 000, 000 株</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(第一種優先中間配当金)</u> <u>第 11 条の 3 当銀行は、第 39 条に定める中間配当を行なうときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式 1 株につき第一種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（本定款において、かかる配当により支払われる金銭を「第一種優先中間配当金」という。）を行なう。</u></p> <p><u>(第一種優先株主に対する残余財産の分配)</u> <u>第 11 条の 4 当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式 1 株につき 5,000 円の金銭を支払う。</u> <u>② 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行なわない。</u></p> <p><u>(第一種優先株主の議決権)</u> <u>第 11 条の 5 第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</u> <u>第 11 条の 6 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行なわない。</u> <u>② 当銀行は、第一種優先株主に対して、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> <u>③ 当銀行は、第一種優先株主に対して、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>第 11 条の 7 第一種優先株主は、以下の各号に従い、普通株式の交付と引換えに、第一種優先株式の取得を請求することができる。</u> <u>1. 取得を請求することができる期間</u> <u>平成 19 年 6 月 29 日から平成 29 年 6 月 29 日までの間で、発行に際して取締役会で定める期間とする。</u></p> <p><u>2. 取得の条件</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>第一種優先株式 1 株の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、第一種優先株式 1 株の払込金相当額を以下に定める交付価額で除して得られる数とする。</u></p> <p><u>交付価額は、当初は当銀行の普通株式の時価を基準として発行に際して取締役会の決議で定める額とする。</u> <u>当該決議において交付価額の修正の方法（交付価額を一定の条件に従ってその時々の普通株式の時価を基準として修正するものとするが、交付価額の下限を定めるものとする。）および調整の方法（時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に交付価額を下記の算式を用いて調整するものとするが、その他の方法で交付価額の調整が必要となる場合には必要な調整ができるものとする。）を定めるものとし、これにより交付価額は、修正および調整される。</u></p> $\text{調整後交付価額} = \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + 1 \text{株あたり時価}}$ $\text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p><u>交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行なわないものとする。</u></p> <p><u>（普通株式を対価とする取得条項）</u> <u>第 11 条の 8 当銀行は、取得を請求することができる期間中に取得の請求がなされなかった第一種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、第一種優先株式 1 株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当銀行の普通株式の交付と引換えに取得する。</u> <u>ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が第一種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、同金額により第一種優先株式 1 株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数</u></p>	

現行定款	変更案
<p data-bbox="320 188 823 360"> <u>の普通株式の交付と引換えに取得する。 上記普通株式の数の算出に当たって1株 に満たない端数が生じたときは、会社法 第234条に定める方法によりこれを取り 扱う。</u> </p> <p data-bbox="213 405 574 472"> 第2章の3 第二種優先株式 (第二種優先配当金) </p> <p data-bbox="213 479 823 1883"> 第11条の9 当銀行は、第38条に定める剰余金 の配当をするときは、当該剰余金の配当 に係る基準日の最終の株主名簿に記録さ れた第二種優先株主または第二種優先登 録株式質権者に対し、普通株主および普 通登録株式質権者に先立ち、第一種優先 株主または第一種優先登録株式質権者と 同順位にて、第二種優先株式1株につき、 第二種優先株式1株当たりの払込金額相 当額(ただし、第二種優先株式につき、 株式の分割、株式無償割当て、株式の併 合またはこれに類する事由があった場合 には、適切に調整される。)に、第二種優 先株式の発行に先立って取締役会の決議 によって定める配当年率を乗じて算出し た額の金銭(以下、「第二種優先配当金」 という。)の配当をする。配当年率は、8% を上限とする。ただし、当該基準日の属 する事業年度において第二種優先株主ま たは第二種優先登録株式質権者に対して 第11条の10に定める第二種優先中間配 当金を支払ったときは、その額を控除し た額とする。 ② ある事業年度において第二種優先株主 または第二種優先登録株式質権者に対 してする剰余金の配当の額が第二種優先 配当金の額に達しないときは、その不足額 は翌事業年度以降に累積しない。 ③ 第二種優先株主または第二種優先登録 株式質権者に対しては、第二種優先配 当金の額を超えて剰余金の配当は行わな い。ただし、当銀行が行う吸収分割手 続の中で行われる会社法第758条第8号 口もしくは同法第760条第7号口に規定 される剰余金の配当または当銀行が行 う新設分割手続の中で行われる同法第 763条第12号口もしくは第765条第1 項第8号口に規定される剰余金の配当に ついてはこの限りではない。 </p> <p data-bbox="213 1921 663 1989"> 第11条の10～第11条の16 (条文省略) </p> <p data-bbox="213 2101 437 2134"> 第3章 株主総会 </p>	<p data-bbox="1110 129 1203 163"> 変更案 </p> <p data-bbox="849 479 1212 546"> 第2章の2 第二種優先株式 (第二種優先配当金) </p> <p data-bbox="849 553 1461 1375"> 第11条の2 当銀行は、第38条に定める剰余金 の配当をするときは、当該剰余金の配当 に係る基準日の最終の株主名簿に記録さ れた第二種優先株主または第二種優先登 録株式質権者に対し、普通株主および普 通登録株式質権者に先立ち、第一種優先 株主または第一種優先登録株式質権者と 同順位にて、第二種優先株式1株につき、 第二種優先株式1株当たりの払込金額相 当額(ただし、第二種優先株式につき、 株式の分割、株式無償割当て、株式の併 合またはこれに類する事由があった場合 には、適切に調整される。)に、第二種優 先株式の発行に先立って取締役会の決議 によって定める配当年率を乗じて算出し た額の金銭(以下、「第二種優先配当金」 という。)の配当をする。配当年率は、8% を上限とする。ただし、当該基準日の属 する事業年度において第二種優先株主ま たは第二種優先登録株式質権者に対して 第11条の3に定める第二種優先中間配 当金を支払ったときは、その額を控除し た額とする。 </p> <p data-bbox="909 1382 1147 1415"> ② (現行どおり) </p> <p data-bbox="909 1561 1147 1594"> ③ (現行どおり) </p> <p data-bbox="849 1995 1334 2063"> 第11条の3～第11条の9 (現行どおり) </p>

現行定款	変更案
<p>第 12 条～第 18 条の 2 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 30 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 計算 第 39 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 章 株主総会 第 12 条～第 18 条の 2 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 30 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 計算 第 39 条～第 42 条 (現行どおり)</p>